

# 宇都宮市出資法人等改革推進計画

平成19年4月

宇都宮市

## 1 策定の目的

---

本市では、平成15年2月に第3次行政改革の道しるべである「行政経営指針」を策定し、同指針の「サービス提供のあり方の見直し」において、出資法人等の抜本的な改革を重要な課題として位置づけました。

出資法人等の改革については、これまでも、「自主事業の充実」や「職員数の適正化」などを始めとして、「学校建設公社の廃止」(平成7年度)、「観光協会とコンベンションビューローの統合」(平成12年度)など、様々な取組を進めてきました。

また、平成16年12月には、「指定管理者制度」( )の導入に適切に対応するため、「外郭団体見直し計画」(計画期間：平成16年度～18年度)を策定し、これに基づき、各出資法人等においても、「経営改革計画」(計画期間：平成17年度～18年度)を策定し、改革を推進してきました。

しかしながら、公益的活動のより一層の促進を目指す「公益法人制度改革関連3法」や、官の役割を見直し、民の活動領域の拡充を目指す「行政改革推進法」が、平成18年6月に公布されるなど、市と出資法人等を取り巻く環境は、これまで以上のスピードで急速に変化しています。

このため、今回、出資法人等の「改革の方向性」と「改革に向けた取組」を示す「外郭団体見直し基本計画」を、名称を含め、「出資法人等改革推進計画」として改定することといたしました。

今後とも、市と出資法人等が連携・協力し、これまで以上の改革・改善に取り組むことで、各出資法人等の設立目的を効果的・効率的に実現していきます。

地方自治法の改正により、平成15年9月に創設された制度で、これまで公共的団体にしか委託できなかったスポーツ施設や文化施設などの「公の施設」の管理運営を、株式会社などの民間事業者にも代行させることができるようにしたものです。

## 2 計画期間

---

計画期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。

### 3 対象団体

この計画では、「市が4分の1以上を出資・出捐（以下「出資」という。）している団体（8団体）」（出資法人）と「市が継続的に人的・財政的に関与している団体で、設立目的を効果的に実現するために指導・監督、支援等を行う必要があると認めるもの（6団体）」（監理団体）の計14団体を本市の出資法人等と位置づけます。

また、改革の推進に当たっては、市が4分の1以上出資している団体は、市の責任が重大であることを踏まえ、重点的な改革を行っていきます。

「出資を行っているが、設立主体が国・県である団体」については、この計画に掲げる考え方にに基づき、出資者としての立場から、必要に応じた要請を行っていきます。

「地域団体・市民団体」については、その設立目的を踏まえ、監理団体から除きます。

#### 【本市の団体一覧】

名称	区 分		団 体 名	
出資法人	50%以上の出資法人	特別法人		宇都宮市土地開発公社
		財団法人		宇都宮市文化会館管理公社 宇都宮市体育文化振興公社 うつのみや文化の森 グリーントラストうつのみや 宇都宮市農業公社 宇都宮市医療保健事業団
		株式会社		ろまんちっく村
	25%以上50%未満の出資法人	(該当なし)		
監理団体	25%未満の出資法人	25%未満	財団法人	宇都宮市老人クラブ連合会
		非出資 (人的・ 財政的な支援)	社会福祉法人	宇都宮市社会福祉協議会
			社団法人	宇都宮市シルバー人材センター
			任意団体	宇都宮市国際交流協会 宇都宮まちづくり推進機構 宇都宮観光コンベンション協会

#### 【参考：地方自治法に基づく団体への関与について】

出資割合50%以上の団体

- ・長の予算執行に関する調査権（法221条）
- ・長の毎事業年度の事業計画・決算書類の作成と議会への提出（法243条の3）

出資割合25%以上の団体

- ・出納その他の事務の執行で、財政的援助等に係るものに対する監査委員の監査（法199条）
- ・出納その他の事務の執行で、財政的援助等に係るものに対する外部監査人の包括外部監査（法252条の37，宇都宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条）

#### 【参考：行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）】

第五十七条 地方公共団体は、地方独立行政法人，地方住宅供給公社，地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金，基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人に対し，その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。

## 4 改革の基本的な考え方

---

出資法人等の改革の推進に当たっての基本的な考え方は、次のとおりです。

### (1) 出資法人等の設立目的の検証

改革の推進に当たっては、まず、各団体が設立目的を達成しているかどうかを検証します。

その上で、目的を達成している場合や指定管理者制度の創設などにより、団体の存在意義の見直しが求められている場合には、廃止、縮小を行います。

### (2) サービスの提供主体の見直し

「行政経営指針」に掲げる考え方を踏まえ、「今後、『だれ』が担っていくことがふさわしいのか」、「企業や市民活動団体などが実施した方が効果的・効率的ではないか」等を検証し、事業からの撤退なども含めた、サービスの提供主体の見直しを行います。

特に、現在、「公の施設」(以下「施設」という。)の管理運営を行っている団体については、「官民の役割分担」の観点から、今後も管理運営を行っていくことが適切かどうかを重点的に検証します。

### (3) 経営体制の抜本的な見直し

限られた経営資源を効果的・効率的に配分し、新たなニーズに適切に対応していくため、民間のノウハウを活用した事業の効率化や事業の再構築、人事・組織体制の再編・適正化、団体の統合などを進めていきます。

また、安定的なサービス提供を行っていく観点から、収益事業の充実を始めとする多様な方策に取り組み、財政基盤の強化を図ります。

更には、これらの取組が着実に効果を上げているかどうかを定期的に点検する体制の充実を目指します。

### (4) 市の関与の見直し

各団体の自主性・自立性を高めていくため、人的・財政的支援などの市の関与は、必要最小限にとどめます。

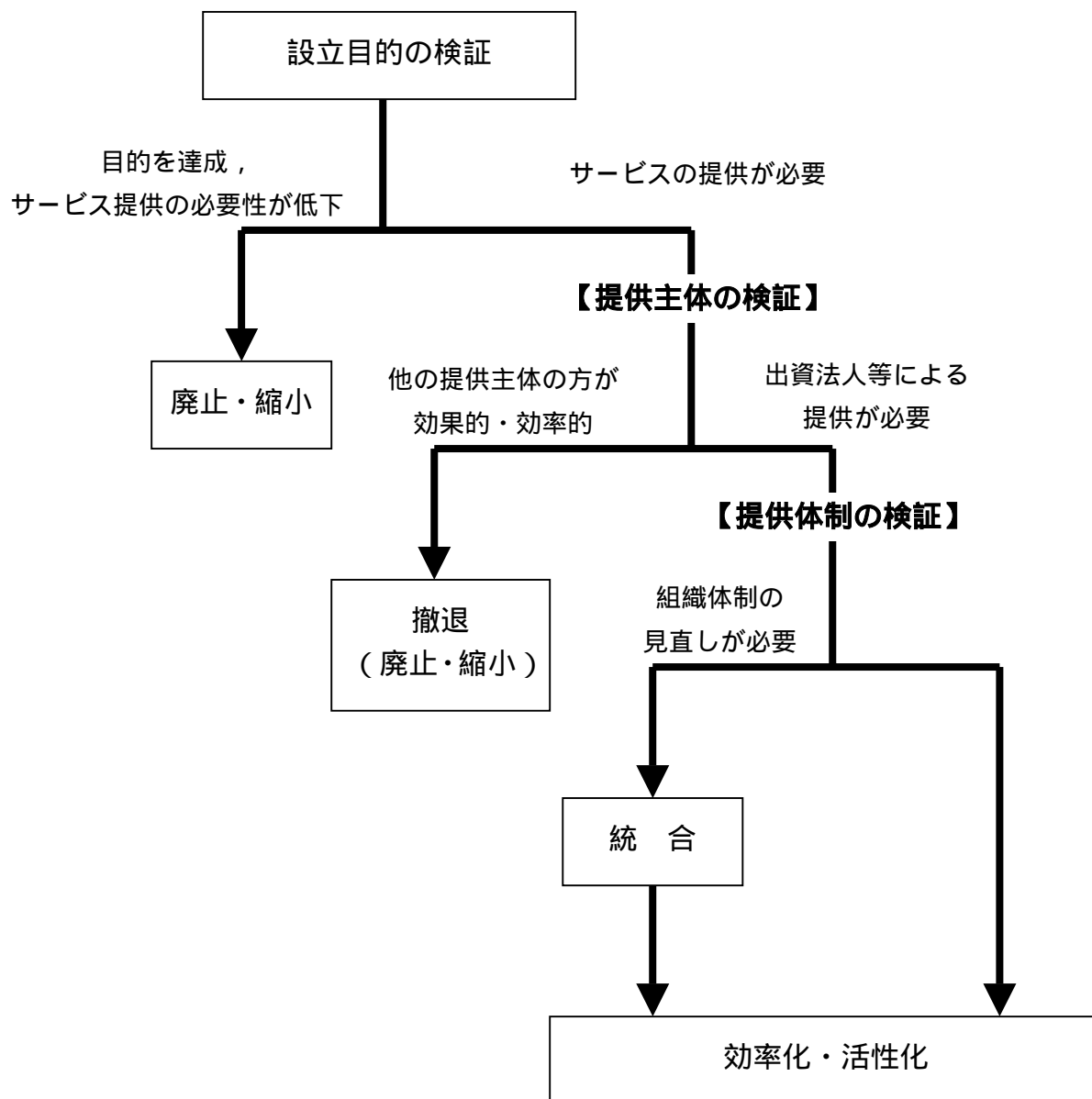
また、市の指導・監督については、法令や出資などに基づく指導・監督は適正に実施しつつ、各団体が経営努力を最大限発揮し、自律的な経営を行っていくよう、成果を重視した事後の関与を中心に行います。

### (5) 公益法人改革への適切な対応

国の「公益法人制度改革」により、税制上の優遇措置を受けるためには、今後、県が設置する第3者機関における認定が必要となることから、公益法人(社団法人・財団法人)である団体が、新たな制度のもとにおいても、その設立目的を着実に達成できるよう、適切な見直しを行っていきます。

---

**【参考：改革のプロセス】**



## 5 団体の課題

---

「4 改革の基本的な考え方」に基づき、各出資法人等の「経営改革計画」の進捗評価等を行った結果、明らかになった課題は次のとおりです。

### (1) 共通的な課題（複数の団体に共通するもの）

#### ア 団体に係る課題

##### 団体のあり方の見直し

検証の結果、存在意義が低下している団体が一部ありましたが、その他の団体については、引き続き存在意義が認められました。

また、関係法令の改正などにより、事業の大幅な見直しや組織体制の見直しが求められている団体については、このような変化に対応した団体のあり方を検討することが必要です。

##### サービスの充実・強化

利用者のニーズに即した魅力ある自主事業を創出するなどの見直しを引き続き行い、利用者の満足度を高めていくことが必要です。

##### 団体経営の活性化，効率化

各団体の設立目的を着実に実現していくためには、導入から間もない各団体の評価制度の充実を図り、継続的に改革・改善に取り組む体制を定着させることが必要です。

民間の手法を活用した事務事業の効率化や、多様な雇用形態を活用した組織体制の簡素化、自主事業の充実を通じた財政の健全化など、市の補助金に過度に依存しない自立した団体を目指す必要があります。

団体の意思決定を担う理事会等については、実質的な行政機関として機能することの防止と、民間の発想に立った柔軟で魅力のあるサービスを創出するため、引き続き、民間人の登用を進めていく必要があります。

自律的な団体経営を実現していくためには、職員の意欲と仕事の成果を引き出す人事・給与制度の構築や、職員の能力を開発する人材育成システムの確立などが必要です。

団体経営のより一層の透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たしていくためには、事業内容や経営状況、市からの支援状況、職員給与などの情報をこれまで以上に積極的、かつ、分かりやすく提供していくことが必要です。

---

## イ 市に係る課題

### 人的関与の見直し

人的派遣については、団体の自立化に寄与する一方、派遣職員のポストの固定化が団体職員の意欲を阻害する一因にもなっていることから、引き続き、見直しを進めていくことが必要です。

### 財政的関与の見直し

補助金については、これまでも「補助金等審査委員会」において適正化を図ってきましたが、恒常的な補助が市への依存性を高める一因となっていることから、引き続き、見直しを行っていくことが必要です。

また、事業委託については、その性質から団体を相手方として随意契約としている場合であっても、透明性や公正性を確保する観点から、社会経済環境等の変化を踏まえ、定期的に見直しを行っていくことが必要です。

### 団体の存在意義の継続的な見直し

設立後、20年が経過する団体が半数を超えることから、常に設立の趣旨に立ち返り、設立目的の達成状況を検証していくことで、継続的な見直しを進めていくことが必要です。

また、民間によるサービス領域の拡大や市民活動の活発化の状況を踏まえ、適宜、サービスの提供主体の見直しを進めていくことも必要です。

## ウ 指定管理者制度・新たな公益法人制度への円滑な移行

指定管理者制度を導入している施設を管理運営している団体（以下「指定管理者制度対象団体」という。）の中には、団体自らが管理する必要性が低下しているものも見受けられるため、管理運営すべき施設の選別を行った上で、低廉で質の高いサービスを提供できるよう、見直しを進めていくことが必要です。

平成20年12月までに移行予定の新たな公益法人制度においては、公益性の認定がこれまで以上に厳格に求められることから、公益法人である団体については、公益事業のより一層の充実などが必要です。

### 【改定前の計画の実績】

	実績	備考
派遣職員等の見直し	10.0% ( 2人)	16年度20人 18年度18人
OB職員のおっ旋の見直し	58.0% ( 18人)	16年度31人 18年度13人
団体役職員(常勤職員)	9.3% ( 15人)	16年度228人 18年度213人
民間理事の登用	18年度から2団体において 民間人を理事に登用	文化会館管理公社1名, 文化の森1名
補助金・負担金の削減	13.8% ( 93百万円)	・16年度決算:675百万円 ・17年度決算:624百万円 (対16年度比:7.5%) ・18年度予算:582百万円 (指定管理料への振替分を含む。)
委託料の削減 (指定管理料を含む。)	0.8% ( 24百万円)	・16年度決算:3,064百万円 ・18年度予算:3,040百万円 (利用料金制度導入分補正後の金額)
利用料金制度の導入	18年度から27施設に導入	文化会館,美術館,茂原交流センター, 体育施設(23施設), サイクリングターミナル
マネジメント・サイクルの確立に向けた支援	各団体において評価制度の導入を検討・実施	————



## (2) 個別の課題

団体名	主な課題	備考
宇都宮市土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の先行取得の必要性の低下に伴う効率的な執行体制の確立が必要</li> <li>・将来的に金利が上昇する可能性がある中、経営に多大な影響を与える篠井ニュータウン分譲事業については、より一層の早期売却が必要</li> </ul>	
宇都宮市文化会館管理公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮文化の創造と心豊かな人づくりといった芸術文化振興に係る新たなニーズの対応するためには、地域に根ざした舞台芸術振興事業や美術振興事業などのソフト事業を充実していくことが必要</li> <li>・類似性の高い事業の効果的・効率的な実施や経営体制の効率化、財政基盤の強化などの観点から、組織の抜本的な再構築が必要</li> </ul>	指公
うつのみや文化の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両団体の魅力をより一層高めていくためには、団体にしかできない分野での人材育成・ノウハウ蓄積を図り、単純・定型的な業務については多様な雇用形態やアウトソーシングを活用することが必要</li> </ul>	指公
宇都宮市体育文化振興公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもがいつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会を実現していくためには、地域スポーツ活動の支援やスポーツに親しむ機会の提供など、公益性の高いソフト事業を充実していくことが必要</li> <li>・効果的な事業展開や官民の役割分担の観点から、指定管理者として管理すべき施設を厳格に選別することが必要</li> <li>・より一層の効率的な施設管理に向け、単純・定型的な業務については多様な雇用形態やアウトソーシングを活用することが必要</li> </ul>	指公
グリーントラストうつのみや	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全活動の拡充に向けた新たな取組の検討・推進が必要</li> <li>・団体の安定的・継続的な運営に向けた財政基盤の強化が必要</li> </ul>	公
宇都宮市農業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が平成19年度産から導入する品目横断的経営安定対策に併せ、農地流動化事業をより一層推進することが必要</li> </ul>	公
ろまんちっく村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より一層質の高いサービスを効率的に提供していくためには、団体を廃止し、管理運営を民間に委ねることが必要</li> </ul>	
宇都宮市医療保健事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正や需給実態を踏まえた学校運営の見直し（定員等）が必要</li> <li>・医療制度改革に伴う検診センターの今後のあり方について検討することが必要</li> </ul>	指公
宇都宮市老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者像の変化に対応した新たな事業充実方策の検討が必要</li> <li>・社会福祉協議会と関連のある事業の効果的・効率的な実施方策について検討することが必要</li> </ul>	公
宇都宮市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間では担えない地域福祉サービスのより一層の充実が必要</li> <li>・効果的な事業展開や官民の役割分担の観点から、指定管理者として管理すべき拠点施設を厳格に選別することが必要</li> <li>・老人クラブ連合会と関連のある事業の効果的・効率的な実施方策について検討することが必要</li> </ul>	指
宇都宮市 シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団塊の世代の再就業、再々就業機会の提供に向け、受託業務先の開拓強化が必要</li> <li>・健全な団体運営の確保に向け、より一層の自主財源の確保が必要</li> </ul>	指公
宇都宮市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の自立化に向けた組織体制の強化が必要</li> </ul>	
宇都宮まちづくり推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり三法の改正を踏まえ、事業の再構築が必要</li> <li>・事業の企画立案やまちづくりの調整に加え、自らが事業を実施できる組織体制の強化が必要</li> </ul>	
宇都宮 観光コンベンション協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客やコンベンション開催数の増加、更には、団体運営の基礎となる会員数の増加に向けた取組が必要</li> </ul>	

備考欄の「指」は指定管理者制度対象団体であること、「公」は公益法人であることを表しています。

## 6 改革の方向性

「5 団体の課題」を踏まえた、改革の方向性は次のとおりです。

なお、利用者ニーズの変化や民間によるサービス提供体制の充実などの社会経済環境の変化を踏まえ、設立目的の検証は、計画期間内においても、適宜、行っていきます。

改革の方向性	団体名	考え方
廃止	ろまんちっく村	(農林公園の管理運営は、民間へ移行)
縮小	宇都宮市土地開発公社	自主事業(分譲事業)の見直し
統合, 事業財団への移行	宇都宮市文化会館管理公社 うつのみや文化の森	管理運営体制の効率化, 事業の充実
事業財団への移行	宇都宮市体育文化振興公社	事業の充実, 施設管理業務の縮小
効率化・活性化	宇都宮市社会福祉協議会	事業の充実, 施設管理業務の再整理
	宇都宮市老人クラブ連合会	事業の充実
	グリーントラストうつのみや	事業の充実
	宇都宮市農業公社	事業の充実
	宇都宮市医療保健事業団	自主事業(専修・専門学校)の見直し, 収益事業を活用した公益事業の充実
	宇都宮市シルバー人材センター	事業の充実
	宇都宮市国際交流協会	組織体制の強化
	宇都宮まちづくり推進機構	組織体制の強化
	宇都宮観光コンベンション協会	事業の充実

## 7 改革に向けた取組

---

具体的には、次のような改革に取り組んでいきます。

特に、公益法人である団体について、これらの改革を通じ、新たな公益法人制度のもとでも、税制上の恩恵が受けられる「公益社団法人・公益財団法人」への移行を目指します。

### (1) 共通的な改革事項

#### ア 団体の改革事項

改革は、本計画を基に各団体が主体的に取り組んでいくことを基本としますが、市としても次のような助言・指導を行います。

#### **事業の再構築【最重点】**

民間における活動領域の拡大を踏まえ、指定管理者制度対象団体については、次回の指定時期までに団体として管理すべき施設を厳格に選別した上で、利用者のニーズが「施設利用」から「ソフト事業」に移行している場合には、団体の設立目的の実現に向け、「施設管理団体」から「事業実施団体」に転換するように働きかけます。

利用者の満足を適切に把握し、継続的に事業全般を見直すとともに、公益事業の充実を図ることで、団体の公的役割を高めるように働きかけます。

また、民間の優れた手法なども活用して、人件費や原価償却費等を含めたコスト管理を徹底するなど、事業の効率化に積極的に取り組むように働きかけます。

**【目標】 団体の公益事業の比率を高めます。**

#### **財政基盤の強化【最重点】**

安定的なサービスの提供が行えるよう、新規事業の実施による自主財源の確保や会員・寄付の開拓などに取り組むように働きかけます。

また、団体の財政的基礎である基本財産等については、引き続き、安全・有利な運用に取り組むよう働きかけます。

**【目標】 市の財政負担額を5%以上削減します。**

市の財政負担額とは、団体に対する補助金・負担金と委託料（指定管理料を含む。）の合計額を指します。

---

### **執行体制（組織・役職員数等）の適正化【重点】**

多様な勤務形態やアウトソーシングを活用した役職員数の適正化，早期退職制度の導入，新たな人事・給与制度の構築，研修制度の充実など，組織のスリム化・活性化をこれまで以上に推進していくよう働きかけます。

評議員会設置の徹底や理事会への民間人の登用の推進など，これまで以上に透明で，規律ある団体経営が確保されるよう働きかけます。

**【目標】 団体の役職員数を15%以上削減します。**

団体の役職員数とは，市からの派遣等の職員を除いた常勤役職員数を指します。

### **情報公開（提供）の充実・徹底**

団体経営の透明性を図っていく観点から，定款や役職員名簿，事業計画，予算，職員数，給与情報などの幅広い情報について，インターネットなどを活用しながら，積極的に公開するよう働きかけます。

また，「宇都宮市情報公開条例」に基づき，市に準じた情報公開を行うように努力義務が課されている団体（ ）以外の団体にも，引き続き，自主的な取組を行うよう働きかけます。

同条例の対象団体は，宇都宮市土地開発公社，宇都宮文化会館管理公社，宇都宮市体育文化振興公社，宇都宮市医療保健事業団，グリーントラストうつのみや，うつのみや文化の森，宇都宮市農業公社，ろまんちっく村の8団体です。

**【目標】 職員数や給与情報の公開など，情報提供の内容を充実します。**

---

## イ 市の改革事項

市においては、次のような改革に取り組んでいきます。

### 財政的関与の見直し【最重点】

団体に対する補助金の適正化を引き続き図っていきます。

事業の委託については、事業の必要性など、あり方そのものを検証します。

また、引き続き委託する場合においても、随意契約については、「契約は競争入札が原則である」という原点に立ち返り、随意契約の妥当性を点検するとともに、透明性・効率性の確保やサービス水準の向上が期待できる企画提案を通じた審査方法の導入の検討も行っています。

更に、各団体の経営努力が反映されるような委託方式の導入などについても引き続き検討していきます。

指定管理者制度を活用している施設については、受託者の経営意欲を高める「利用料金制度（ ）」の導入の拡大を検討していきます。

利用料金制度とは、「施設の利用料金を受託者の収入として収受させる制度」であり、団体経営に無関係であった料金収入が団体の収支に反映されるため、利用者の拡充による収入の増加や経費節減などの経営努力を促すことが期待できます。

**【目標（再掲）】 市の財政負担額を5%以上削減します。**

### 人的関与の見直し【重点】

各団体の自主性・自律性をこれまで以上に発揮させていく観点から、派遣職員のあり方を見直しを引き続き推進します。

また、団体の責任ある経営体制を確立するとともに、公益法人改革に適切に対応するため、団体の理事等の役員に市の職員を充てる、いわゆる「充て職」の縮小を図ります。

---

**【目標】 職員の派遣・充て職を削減します。**

#### **マネジメント・サイクルの徹底に向けた支援等**

団体が「計画 実施 評価 改善」というマネジメント・サイクルに基づき、自主的・自律的な団体経営ができるよう、各団体が導入している評価制度の充実に向けた支援を行います。

また、後述する「経営改革計画」の進捗評価を市が定期的を実施することにより、マネジメント・サイクルの徹底を図っていきます。

**【目標】 全ての団体において評価制度の充実を図ります。**

## (2) 各団体が取り組む主要な改革・検討事項

団体名	主要な改革・検討事項
宇都宮市土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行体制の適正化（縮小）の推進</li> <li>・篠井ニュータウン分譲事業の早期完了と事業撤退を含めた抜本的な見直し</li> </ul>
宇都宮市文化会館管理公社 うつのみや文化の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な統合に向けた準備</li> <li>・統合効果の発揮に向けた事業の再構築と、組織体制の簡素化</li> <li>・職務と能力・実績に応じた新たな給与体系の構築</li> </ul>
宇都宮市体育文化振興公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業財団への転換に向けた事業の再構築</li> <li>・スポーツ振興事業の拠点となる施設以外の施設の計画的な民間開放と、当該取組を通じた組織体制の簡素化</li> <li>・職務と能力・実績に応じた新たな給与体系の構築</li> </ul>
グリーントラストうつのみや	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域における緑の再生創出など、良好な緑環境の確保に向けた新たな活動方策の検討</li> <li>・ボランティア事務局員の養成強化と、寄付の優遇措置が受けられる「特定公益増進法人」の認定取得の検討</li> </ul>
宇都宮市農業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地流動化の積極的な推進に向けた新たな目標の設定</li> <li>・健全な団体運営に向けた手数料徴収の検討</li> </ul>
宇都宮市医療保健事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士学校の3年制移行を踏まえた需給実態等に応じた定員の検討</li> </ul>
宇都宮市老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ活動の充実に向け、事務局体制を含めた事業の強化・効率化</li> </ul>
宇都宮市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上河内町社協、河内町社協との合併を踏まえた地域福祉サービスの再構築</li> <li>・地域福祉事業の拠点となる施設以外の施設管理業務の再整理</li> <li>・事業の効果的な実施に向け、事務局体制を含めた事業の強化・効率化</li> </ul>
宇都宮市 シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高まる高齢者の就業ニーズに適切に対応できる就業先の開拓</li> <li>・上河内町、河内町との合併に伴う組織体制の再構築</li> </ul>
宇都宮市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施体制の強化に向けた法人格（NPO）の取得，組織体制の強化</li> <li>・自主・受託事業の拡充を通じた財政基盤の強化</li> </ul>
宇都宮まちづくり推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立目的の達成に向けた実効性のある実施事業の再構築と、それに併せた組織・運営体制の改善</li> </ul>
宇都宮 観光コンベンション協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施体制の強化に向けたNPO法人取得等の検討</li> <li>・会員であることを実感できる事業の充実を通じた会員数の増</li> </ul>

## 8 改革の進め方

---

### (1) 本計画に基づく改革

市においては、本計画に掲げる目標の達成に向け、自らの改革を進めるとともに、団体に対する支援を行っていきます。

### (2) 経営改革計画の改定

市は、団体に対しては、本計画に基づき、平成19年度の第1四半期中を目途に、「経営改革計画」を改定するように働きかけます。

また、改定に当たっては、計画の実効性を高めるため、団体との連携を密にして、適切な支援を行います。

計画期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とし、計画には、「数値による目標」や「改革の内容」、「達成年度」などを明記します。

### (3) 進行管理体制

「経営改革計画」に基づく各団体の改革を着実に推進していくため、所管課が各団体と連携しながら、進行管理を行います。

また、本計画と「経営改革計画」に基づく取組は、市長を委員長とする「行政経営検討委員会」において、毎年、進行管理を行います。

進行管理を行うに当たっては、設立目的を踏まえ、サービスの提供主体としての適性の再検討を行うことはもとより、計画目標を著しく下回る団体については、改善の可能性を精査した上で、廃止や統合等を視野に入れ、団体そのもののあり方も適宜、検討します。